

## 第24回 定時社員総会 議案内容について

## 第3号議案 定款の一部変更について

当協議会は、1978年に社会の中で女性が働くことの意識・知識の向上、生活者と企業のパイプ役として、消費生活の重要性を提唱することを目的に設立。現在、私たちを取り巻く社会は大きく変化し、設立当初の目的は社会に一定程度浸透し、本協議会としての役割はひとつの区切りを迎えたとの結論に至り2025年度の活動を最後に発展的解消（解散）に向けて進めている。解散に向けた残務処理など、清算手続きへの移行期間が必要となるため、計画的に事務手続きを進めることを目的に存続期間の定めを設けることとした。

変更前	変更後
(解散) 34条 本法人の解散は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の特別議決によらなければならない	同左
(新設)	(存続期間の定め) 35条 本法人の存続期間は、令和8年7月31日までとし、その満了をもって解散する
(残余財産の帰属) 第35条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の特別決議を経て、しかるべき団体、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする	以下繰り下げ

## 第4号議案 解散決議

提案内容
定款35条に新設される、存続期間の定めが承認されることを条件に、令和8年7月31日をもって本法人が解散することについてのご承認。解散の効力は翌日8月1日に発生

## 第5議案 清算人の選任について

提案内容	
第4号議案の解散決議が承認されることを条件に、解散後の清算事務を行う清算人を1名以上選任することについてのご承認	
候補者の選任理由 清算人候補	現務の結了および残務整理を迅速かつ円滑に遂行するため 代表理事 鈴木聖子

## 第6号議案 残余財産の帰属について

提案内容
第4号議案の解散決議が承認されることを条件に、残余財産の帰属先についての提案 解散後、清算手続に必要な費用等に充たしたうえで、最終的に残る残余財産は、現定款35条（繰り下げ後定款第36条）に基づき、社員総会の特別決議を経て、本店所在地である渋谷区に寄贈することについてのご承認
寄贈先 渋谷区